

大項目	中項目	現状・課題	No.
1. 安全・安心な生活環境の整備	1-(2) 移動しやすい環境の整備等	1(1) 情報の円滑な取得 ○障害特性に配慮した意思疎通手段の充実 ・交通機関(車内、駅など)の電光掲示板での文字情報の徹底を望む ・バス通りの音声信号を増やしてほしい ・電車に乗っているとき、急に止まったりしたとき音声アナウンスだけで分からない。JRの新快速はモニター表示も小さいドアの上にはかないから、遠い場所に居たらわからない。代行バスの情報とか分からない ・電車の無人駅等でインターフォンしかない時困る。液晶パネルで、筆談や顔が見れるようにしてほしい ・音声信号機の設置を増やしてほしい ・点字タイルの普及及び見直し。大きいブロックだと、つまづく事が多い。 ・公共施設のエレベーターの音声案内を増やしてほしい ・工事などをする時は、情報がほしい(音声、ケーブル)	1
		1(3) 緊急時の情報アクセシビリティ ○災害・事故等発生時における障害特性に配慮した意思疎通手段の充実 ・(公共交通機関の遅延や)事故が起こった場合の情報伝達についてであるが、聴覚或いは視覚障害者の両者ともに音声や電光掲示などで情報が分かるようにしてもらいたい。障害特性に配慮した情報がタイムリーに伝わるようお願いしたい。 ・交通機関などの緊急情報が伝わらない。交通機関が盲ろう者の対応方法を知らない。	2
		○移動手段の確保 →まち・もの分科会へ ・視覚障害者の外出は公共交通機関を使うが、丹波、但馬辺りの交通がなくなってきており、これに配慮すれば、社会参加活動に支障がなくなるのでは ・障害特性に応じた就労支援、多様な就業機会の確保ということで、移動支援や重度訪問介護をどう取り扱っていくのかということが、将来課題になる	3
	1-(4) 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進	1(1) 情報の円滑な取得・伝達 ○障害特性に配慮した多様な意思疎通手段の充実 ・連絡先などは電話番号だけでなく、すべてFAX・メールで連絡できるように記載すべき	4
		1(1) 情報の円滑な取得・伝達 ○周囲の障害特性の理解促進 ・耳マークの設置拡大と認知徹底。ヘルプマークと同じぐらいの認知徹底を望む。	5
		1(1) 情報の円滑な取得 ○バリアフリー情報の充実 ←まち・もの分科会より ・バリアフリーの情報だけではなく、具体的な映像や画像などでバリアを見ることができると、障害特性と照らし、障害になりうるかが判断できる。そういった情報が収集できるよう情報提供を行って欲しい ・福祉のまちづくり条例の中で、一定の規模の建物についてはそういう情報提示をするというルールがあるが、そのルールの対象にもっと多くの施設等が含まれればいい	6
		1(1) 情報の円滑な取得・伝達 ○情報機器・サービスのアクセシビリティ ・障害者から高齢者まで誰にでも対応した情報通信機器の使い方の分かりやすさ、情報の取得、サービスへのアクセスのしやすさが重要	7
		○バリアフリーの推進 →まち・もの分科会へ ・東京でオリンピック、パラリンピックが開かれる。例えばホテルで、車椅子、視覚障害、聴覚障害があっても、誰でも泊まれるバリアフリーの部屋を作ることも大切	8
2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	2-(1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上	1(1) 情報の円滑な取得・伝達 ○ホームページ等行政情報のアクセシビリティ向上 ・県のHPで、現行の福祉プランを確認しようとしたのですが、PDFファイルでの提供のみ。またその中でも画像ファイルとなっていて全く読み上げソフトに対応していない ・障害者福祉計画は、知的障害のある人にも理解できるような「わかりやすい版」を作成し、音声対応できるようにしてほしい ・障害者福祉計画に簡単にアクセスできるような手順がほしい。チラシにQRコード等 ・word、PDFでの情報公開は、ソフトのDLが必要で少し難しい。スマホで簡単に見れるようにしてほしい	9
		1(2) ICT(情報通信技術)環境の整備 ○情報格差への対応 ・現在、インターネットを使っている障害者は3割程度。ICT利用している年齢層が限られているのではないか。高齢者には、使いづらさはある。支援を受ける際、健常者の若い人の説明は、説明が早くて分かりづらい。同じ障害者で同年代の人から説明してもらおうと、どこで困っているのか、悩んでいるのか共有できる。ICTについて、障害者、高齢者にとって理解しやすい環境が必要 ・スマートフォン購入や活用が難しい障害者がいないか、実態を調査し、ICTの活用から漏れてしまう場合にどう補うか検討してほしい	10
		1(2) ICT(情報通信技術)環境の整備 ○障害特性に応じたICT活用推進施策の推進 ・高齢の視覚障害者に対する電子機器の講座をどんどん実施したいと思っているので、音声ソフト等を多様化するための施策を進めてほしい ・電話リレーも含めて聴覚障害者に対するICTを活用した情報・コミュニケーション支援としての施設、県立聴覚情報センターについて法的な位置付けや事業化を検討することが必要 ・障害者にもわかりやすいICT活用法教室の開催	11

大項目	中項目	現状・課題	No.
2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	2-(2) 情報提供の充実等	1(1) 情報の円滑な取得・伝達 ○障害特性に配慮した多様な意思疎通手段の充実 ・聴覚障害者もテレビを観るが、特にサンテレビは字幕があまり無い。24時間全ての番組に字幕を付けるように検討して欲しい ・サンテレビに手話通訳がついて大変良くなったが、聴覚障害者用字幕もつけてほしい。 ・ケーブルテレビなどの情報などで音声が必要 ・映画上映は、聴覚障害の方、高齢の耳が遠い方に分かりやすいよう字幕が必要。視覚障害の方からは、副音声があれば、ありがたい ・すべての音声情報は、文字情報も取り入れるべき ・情報アクセシビリティについては、社会参加のために欠かせない	12
		1(1) 情報の円滑な取得・伝達 ○イベント等における情報保障の推進 ・公的施設でのイベント・講演・習い事などに情報保障が付いているのは少ない。難聴者から要望があれば情報保障を付けるよう県から指導してほしい。同障害者の社会参加を促すための同障害者によるイベント開催の情報が届くように、行政側のサポートがほしい ・団体・企業等のイベントに、補助が出るようになり、費用面で難しかった団体・企業等も整備できるようになった点は素晴らしい。申請状況に応じて、利用可能回数の緩和を検討してほしい	13
		1(1) 情報の円滑な取得・伝達 ○わかりやすい情報発信 ・情報については、身体障害分野での議論が先行していたが、知的障害やそれ以外の方も含めて、わかりやすいということを積極的に考えていくべき ・知的障害者も含めたより多くの人にわかりやすい情報発信を社会全体で行う文化を作っていく、例えば広報誌や各種通知の内容を平易な言葉遣いに変更したり、ルビを打ったりすること等そのような情報保障の在り方を行政が啓蒙推進することが必要	14
		1(3) 緊急時の情報アクセシビリティ ○障害特性に配慮した即時性のある情報発信 ・事故時の情報伝達を障害特性に合わせ、かつ、タイムリーにしてもらいたいこと	15
		参加分野:2(2) 意思決定支援の推進 ○意思決定の元となる「経験」を促す多様な支援の充実 ・経験としては、まず情報を把握することが必要で、その時に、この部分を手伝って欲しいということがあり、情報を把握した後も混乱しているため、その情報を整理し、整理の際もここを手伝って欲しい、その上で、自分で選択し決めるといことをやりたい、それが出来るようにしてほしい	16
	2-(3) 意思疎通支援の充実	1(3) 緊急時の情報アクセシビリティ ○緊急時における障害特性に配慮した意思疎通手段の確保 ・非日常の緊急時に、コミュニケーションという視点から、障害特性に配慮し、意思疎通がしっかりと取れる体制が必要	17
		2(1) 意思疎通の支援 ○手話通訳者派遣等の充実 ・手話通訳者・要約筆記通訳者の派遣に条件等の地域格差が生まれている。兵庫県のどの地域に住もうとも、県下一律の情報保障を受けられるように県でカバーしてほしい ・手話通訳の団体派遣も認めてほしい。予算の関係で認められないケースがある ・手話通訳、要約筆記等の補助制度を県と市町の共同事業として拡充してほしい	18
		2(1) 意思疎通の支援 ○支援機器(人工喉頭、人工内耳等)の活用促進 ・音声機能障害者が使用する代用音声について、但馬、丹波、淡路などは習得が困難なため、どの地域であっても代用音声習得ができる取組みが重要 ・電動式人工喉頭を使用する我々高齢者は、高性能の機械を使いこなせないため、指導者が必要であるが、指導体制が整っていない ・人工内耳を付けている聴覚障害の方が以前と比べて数が増えている。付けたからといって、相談できる環境はまだ少ないため、それを支援できるような体制が必要 ・人工内耳の電池購入の補助制度が地域によってばらつきがあるが、かなり高額になるので補助の必要性を感じる。また、両耳が聞こえない人でも片耳のみ支給である、仕事で耳を覆う人のみ耳穴式が支給可能である等、本来の聴こえを補う支援ではないと感じる。耳鼻咽喉科、補聴器業者、補聴器利用者とは会合を持ち、意見をまとめてほしい。一方で市町が負担できないから支給されないケースも調査、検討してほしい ・自立支援用具の中に聴覚障害者用屋内信号機給付があるが、障害者手帳2級が対象でハードルが高い ・固定電話通話を文字化するテレホンテキストなど、他県では申請可能な機器も兵庫県では市町で申請を却下される状況がある	19
		2(1) 意思疎通の支援 ○当事者の学習機会の確保等 ・聞こえない子ども達も手話で学ぶ・遊ぶ・話をするという環境及び聞こえない子ども達やその親が相談できる場所を作るなどの支援体制の構築が必要	20
		2(1) 意思疎通の支援 ○誰もが手話等でコミュニケーションできる社会の推進 ・義務教育で手話を取り入れる、或いは、情報に関して小さい時から関心を持つ教育を進めるような、教育と情報を合わせていくことが必要 ・県内の小学校で定期的に、登校時の挨拶を手話とする、或いは手話で発表をするようなところもあると聞いているが、なかなか広がってはいない。そういった情報が、学校の外にも知れ渡ってほしい ・手話通訳教育を学校教育に取り入れ、誰でも話し合える社会にしてほしい	21

大項目	中項目	現状・課題	No.
2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	2-(3) 意思疎通支援の充実	2(1) 意思疎通の支援 ○要約筆記・通訳者等の専門人材の養成 ・数が不足している。十分な技術を持つ通訳・介助員が少ない。遠隔地に多数通訳・介助員がいない地域がある。 ・手話通訳者は高齢化の上、減少している。手話通訳の依頼数、盲ろう者のための通訳介助員、車椅子のガイドを使う人、外出援助を使う人も以前と比べ増えてきていると思う。そういう方の人材養成の支援ができる体制が大切	22
		2(1) 意思疎通の支援 ○障害特性・年齢等に配慮した支援者の養成 ・障害の特性もそうであるが、高齢者にとっては、難しい面があり、高齢化に伴った情報の伝達方法とか、環境の整備が必要ではないか。例えば、高齢の方には、高齢の指導者であったり、解説者であったりとか、また、将来的に、そのような養成が必要になってくる	23
3. 防災、防犯等の推進	3-(1) 防災対策の推進	1(3) 緊急時の情報アクセシビリティ ○災害・事故等発生時における障害特性に配慮した多様な意思疎通手段の確保 ・あらかじめ災害時を想定し、情報、コミュニケーションの手立てを考えておかなければいけない ・聴覚障害者、言語障害者に対しての情報提供やその場面ごとに応じたコミュニケーション対策を必ず考えてほしい	24
		1(3) 緊急時の情報アクセシビリティ ○避難生活における必要な情報の提供 ・避難所運営について、障害特性に応じた合理的配慮の整備はもとより、当面、避難することが出来ない在宅被災者等への情報提供や支援物資の供給システムの構築など、防災における「情報」ということに視点をおいてほしい	25
		1(3) 緊急時の情報アクセシビリティ ○わかりやすい災害対応マニュアル等の活用 ←まち・もの分科会より ・障害のある方に対するわかりやすいハンドブックというものが非常に少なく、発達障害や精神障害がある方を対象にしたものはさらに少ない。①災害とはどんな種類があるか、②普段持ち歩ける防災グッズ、③住環境で工夫できる点、へ④ルプカードなどの使い方等が記載されている。単に渡すだけではなく、支援者が説明をしながら理解いただくことが重要 ・災害時における具体的対応策(情報伝達方法等)のマニュアルはあるのか。聴覚障害者にとっても、緊急時文字情報は必要。公共交通機関に、緊急時の、駅構内・車内等での迅速な文字による対応の整備を、要請してほしい。市町の避難訓練を実施するよう、県から指導してほしい ・重度障害者や他の様々な障害者が自分の障害を知ってもらうためのリスト作成ができる書式を作してほしい。福祉避難所の拡充と整備、電源の確保など、命に関わる方への優先(トリアージ)を作成してほしい ・災害時にどのような援助が受けられるか情報がほしい	26
		○防災分野における地域社会との連携 → ひと分科会へ ・各地域にある消防団・自主防災と普段からの連携が大事。施設の地域化・社会交流にもつながるものであり、自治活動に取り入れてもらえればと思う	27
		○災害時のインフラ確保 →まち・もの分科会へ ・(医療的ケアが必要な方が)防災という視点から、バッテリー等の必要性や避難所での電源の確保ということを含めて、検討してもらいたい ・防災では、古い施設ほど、山の北斜面や人里離れた所にあることも少なくはなく、災害時に道路や電源が寸断されたりすることへの対策が必要	28
		○障害特性に応じた福祉避難所の充実 →まち・もの分科会へ ・障害特性に応じた福祉避難所を開設してもらいたい。一次では難しいと思うが二次も三次でもいいから、福祉避難所に移動ができるような施策を	29
		1(3) 緊急時の情報アクセシビリティ ○緊急時における障害特性に配慮した意思疎通手段の確保 ・聴覚障害の方にとって、クレジットカードや携帯等の紛失時は、チャットのような顔が見える中で、緊急的対応が速やかに出来るシステムが必要	30
3-(4) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済	3-(4) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済	1(1) 情報の円滑な取得・伝達 ○障害特性に配慮した意思疎通手段の充実 ・今は、申し込みや宿泊予約時はインターネットで出来るが、キャンセル時は電話が必須な場合がある。そうすると、障害の特性に応じた対応が、非常に困難	31
		2(2) 意思決定支援の推進 ○成年後見制度の活用、相談・連携の充実 ←ひと分科会より ・被害に遭わないために後見人制度等の充実ということも必要	32
		2(2) 意思決定支援の推進 ○意思決定支援の充実と相談員のスキルアップ等 ←まち・もの分科会より ・携帯電話での支払い(お財布携帯機能)や携帯電話のセット割り名目で不要なサービスを付加されているといったケースがよくある。国連は日本の成年後見制度はダメだと言っており、それを代替する意思決定支援の仕組みを作る必要がある ・高齢になりつつある単身障害者の財産管理、生活継続支援の役割ができる存在が必要	33
		○消費者トラブル → ひと分科会へ ・若者の消費者トラブル及び高齢の方のトラブルについては、もう少し大事に考えていべき	34
4. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	4-(1) 権利擁護の推進、虐待の防止	2(2) 意思決定支援の推進 ○成年後見制度の活用、相談・連携の充実 ←参加分科会より ・成年後見制度は、その事態に直面しないと動けない、専門性が必要、申立人が四親等までもしくは市町長申し立てというところに行くまでの中で、相談できるところが必要ではないか。市町の相談窓口と上手く連携してほしい	35

大項目	中項目	現状・課題	No.
5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	5-(1) 意思決定支援の推進	2(2) 意思決定支援の推進 ○意思決定支援の充実と相談員のスキルアップ等 ←まち・もの分科会より ・今各市町は、こぞってその成年後見の計画を作って、どんどん後見人を養成しようというの見えるが、意思決定支援について触れずに進めると、結局障害者の代理人をどんどん作るだけになってしまう。成年後見手続きの前の段階としての意思決定支援こそが大事であり、万策が尽きたときに、成年後見というスタンスが市町にはっきり伝わるような形とかで書いておかないといけない ・寄り添う、丁寧、経験、それができる意思決定支援に携わることができる相談員のスキルアップ等、研修体制をきちんとしていかなければいけない ・障害児支援においても一人の人として尊重し、特にエンパワメントに重点を置いた施策が必要	36
		2(2) 意思決定支援の推進 ○意思決定の元となる「経験」の支援 ・意思決定するには経験が大切。意思決定支援の現場の話や「対話」が大切。対話とは言葉だけのやり取りではなく、知的障害者の人に経験をしてもらい、その反応を観察する。コンビニに行ったら、飲み物をその場でいきなり飲むのか、レジに持って行くのか、戸惑って何もできないのか、まず経験をしてもらい、また観察をする。それが対話です。」と言っていた。意思決定、意見表明するために、とても大切なことは、経験。粘り強く支援していくことがポイント ・施設に入所している知的障害者に対して、地域移行の意向をどのように聞き取っているのか。社会での様々な楽しみや、同時に苦勞する事、そんな地域生活の経験をゆっくり積み重ね、ゆっくり決めていく機会がなければ、特に知的障害者には地域移行したいかどうかを決められない。そして、そんな経験の上で、自分の希望を言っても良いのだ、グループホームや1人暮らしもできる、もっと自由に生きられるんだと伝え、当事者の気持ちを受け止められる支援者が寄り添って聞き取る必要がある。知的障害者が様々な経験ができるためにも、施設入所者に対する移動支援事業の実施が必要 ・知的障害者が「情報を理解し、整理し、自分の意見を表明できる」ためには見守り的な支援が必要であるにもかかわらず、十分な個別支援が受けられない。知的障害者が「理解・整理・表明」できるための支援の在り方、その支援者の確保の必要性および確保の方策が必要	37
	5-(2) 相談支援体制の構築	○相談員制度の充実 → まち・もの分科会へ ・相談とは、相手の顔を見て話すこと。防災に関しても、障害者の相談は、障害特性に応じた配慮が必要。県で障害者相談員制度を復活できないか	38
	5-(5) 障害福祉サービスの質の向上等	○障害福祉サービスの質向上 → まち・もの分科会へ 意思決定支援という視点の中で、我々支援者が、まずは学ぶ機会をしっかりと受けながら、普及啓発も含めて進めていきたい。	39
	5-(7) 障害福祉を支える人材の育成・確保	○地域で支え合う人材の育成 → ひと分科会へ ・福祉大学を卒業して、一般企業などで福祉のスキルを活かす人材の養成が必要ということ。また、福祉や障害の分かる警察官を排出するという部分に大学として力を入れていきたい	40
7. 行政等における配慮の充実	7-(2) 選挙等における配慮等	○選挙等における配慮 → 参加分科会へ ・移動が困難な障害者に対して在宅投票ができる制度を考えてもらいたい ・不在投票、在宅投票については、この辺りは、国の制度かもしれないが、いずれこの問題は避けて通れないと思っている。	41
	7-(3) 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等	○行政職員の障害特性等の理解推進 → 参加分科会へ ・様々な障害の特性があるので、行政職員には、できるだけ色々な講座を受講して、障害の特性を理解した上で、対応してほしい	42
8. 雇用・就業、経済的自立の支援	8-(4) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保	1(2) ICT(情報通信技術)環境の整備 ○障害特性に応じたICT活用推進施策の推進 ・職場でもコミュニケーションが取りやすいように、UDトークなどの支援機器や筆談器を設置など配慮が必要 ・ネット等を活用したテレワークで働く障害者へ福祉制度からも支援をすることが、障害者を含めた多様な労働者が働くことのできる社会につながる	43
		2(1) 意思疎通の支援 ○手話通訳者派遣等の充実 ・資格の講習の時に手話通訳をつけてもらえない。講習を開催している企業が手話通訳を用意してくれない。市に申請しても「企業に手話通訳を用意してもらわなければならない」と言われ、公費派遣も使えない ・自動車教習所に通っていた時も、手話通訳を用意してもらえず実技中も横で何を言われているのか分からなかった。なかなか、教習所を卒業できなかった	44
		○テレワークと社会参画の調和・支援の充実 → 参加分科会へ ・一人で外出が難しい場合に、在宅での就労機会が広がり、在宅ワークが出来る方が増えているということは、大変喜ばしい。一方で、在宅ワークもできるが皆と一緒に同じ会社で働きたいという要望もある	45
		○障害特性に応じた働き方の推進 → 参加分科会へ ・視覚に障害のある人でも、ICT機器を利用することで事務等の仕事が可能であることを理解していただき、事業者への働きかけや指導をしてほしい ・作業能力などの調査を行い、病気、障害、症状別に適正な作業や稼働システムなど、県や国単位で分類して、各能力によって振り分けられる労働環境にしてほしい	46

大項目	中項目	現状・課題	No.
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興	10-(1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備	1(1) 情報の円滑な取得・伝達 ○芸術文化における情報アクセシビリティの確保 ・映画上映は、聴覚障害の方、高齢の耳が遠い方に分かりやすい字幕が必要。視覚障害の方からは、副音声があれば、ありがたいと聞いている ・UD映画という字幕や音声ガイドをつけた映画を上映している。協会と中山視覚障害者福祉財団の協力もいただきながら上映している ・UD映画は1会場だけなので配給についても対策を考えてほしい。こういったものもある、ということも情報だと思うので、障害のある方に情報が行き渡っていくということも課題 ・字幕付き映画が少なすぎるし、上映しているところが神戸にしかない。遠い。見たい映画に字幕がついていない ・ほとんどの芸術文化において、情報アクセシビリティは保障されていない。映画のバリアフリー上映等に県が積極的に補助金を出す等の促進をしてほしい	47
		3(1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備 ○健康増進の推進 → 参加分科会へ ・生活訓練の基本である歩行訓練を、各市町の地域生活支援事業の中に取り入れてほしい。このことによって、ひきこもりなどが減ってくるのではないかと思う	48
その他		○当事者の意見の尊重 → 計画策定全般 ・知的障害者も意思表示できるように。市の計画策定委員会の傍聴に言った際に、当事者の意見より親の意見が反映されやすいアンケート形式が見受けられた。知的障害者の意見を聞くこと、聞くための努力、工夫を諦めないで ・「自分のことは自分で選んで決める」という言葉がある	49
		○情報の重要性 → 計画策定全般 ・聴覚も視覚も車椅子の方、或いは知的の方にとって、本当に情報が重要視されるということ、しっかりと県の施策に取り入れてもらいたい	50
		○女性・子どもに対する配慮 → 計画策定全般 ・障害の有無に関わらず、こと女性、こと子どもに対しての配慮をどうしていくのかが、今後問われていく	51